

控



平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件
 原告 吉井康雄
 被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年10月25日

証拠説明書 (6)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原告
 吉井康雄

原告の地位確認訴訟	名誉権侵害等被告大学訴訟	当該訴訟 号証	種目	立証趣旨		
				原本写しの別	作成者	
別件訴訟1 号証	別件訴訟2 号証	86	表1: 2014年8月8日 別件訴訟1での 被告大学の証拠	写し	被告大学	別件訴訟1の争点「特任教員任用規程(新規程)の任用要件を充たす定年退職者が特任申請をすれば、特任教員として任用されるという労使慣行がある」において、被告大学がこの労使慣行を否定するために、被告大学内の改ざんした人事データにマスキングを施して、特任教員を申請しても採用されるとは限らない、すなわち、「労使慣行は存在しない」という虚偽事実を裁判所に提出し、「労使慣行は存在しない」という裁判官の誤判決に成功した、平成26年8月8日の被告大学準備書面(5)の証拠である。
		87	表2: 2005年4月19日 里上裁判での 被告大学の証拠	写し	被告大学	表2は、マスキングした表1の元データである。 外部理事の発言をもとに特任教授の承認を新学期の始まる3月下旬に突如井阪理事長および重森学長が取り消したことにより、地位保全を求めた里上教授の裁判において、被告大学が裁判を有利に導くために提出した虚偽データである。
		88	表3: 2014年8月8日 別件訴訟1での 被告大学の証拠	写し	被告大学	別件訴訟1の証拠で、マスキングを外した元データは表4である。
		89	表4: 2005年5月31日 里上裁判での 被告大学の証拠	写し	被告大学	里上教授をはじめ、里上教授を支援する学長経験者らが表2には虚偽があることを立証したことにより、被告大学が修正した表である。
		90	甲85の修正版	写し	吉井康雄	2001年2月1日の原告の日誌を、読みやすく、入力しなおしたもの
		91	2000年5月12日 原告の日誌	写し	吉井康雄	2000年において、1度だけ、被告北村の研究室を訪問したことを示す原告の日誌の情報である。 この日に、原告は理事会の決定により、非常勤講師および客員研究員を速やかに辞めるよう指示された日と判断する。
		92	2001-2年、2004年の 確定申告書Bの写し	写し	吉井康雄	原告が非常勤講師および客員研究員を辞めたことを示す証拠